

富山市スマートシティ推進プラットフォーム会員規約

(目的)

第1条 この規約は、富山市スマートシティ推進体制に関する要綱第3条第2号に基づき設置する富山市スマートシティ推進プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）の会員の種別及び資格について、必要な事項を定める。

(会員種別)

第2条 会員種別は次のとおりとする。

- (1) 共創会員 富山市スマートシティ推進ビジョン（以下「ビジョン」という。）に基づき、市と連携して市民の困りごとや地域課題の把握に努めるとともに、解決策となるスマートシティ関連サービスの創出を主体的に目指す企業及び団体
- (2) スタートアップ会員 ビジョンに基づき、自らが有する独創的な事業アイデア、技術及びノウハウを活用したスマートシティ関連サービスの創出を目指す創業後（新たな製品の開発やサービスの提供など、事業目的の変更を必要とする事業転換（以下「第2創業」という。）を含む。）10年以内の企業及び団体
- (3) 一般会員 ビジョンに基づき、スマートシティ関連サービスの創出を目指す前2号に掲げる会員以外の企業及び団体

(会員の役割)

第3条 会員の役割は、次のとおりとする。

- (1) 共創会員 未来共創拠点施設スケッチラボ（以下「スケッチラボ」という。）の機能を活用した対話や、リビングラボ（生活空間を実験室のように位置づけ、ユーザーである市民と共に行われる課題抽出、事業アイデアの検討、プロトタイピング並びに市場化テスト等の調査及び研究活動をいう。）等の活動を通じて多様な企業及び団体との共創により、市に対して積極的な事業提案を行うとともに、富山市版スマートシティの実現に資するスマートシティ関連サービスの創出に努める。
- (2) スタートアップ会員 共創会員との共創などにより、市に対して積極的な事業提案を行うとともに、富山市版スマートシティの実現に資するスマートシティ関連サービスの創出に努める。
- (3) 一般会員 市に対する事業提案を行うよう努める。

(ワーキンググループへの参加の可否)

第4条 ワーキンググループの設置及び運営に関する要綱第2条第1号に基づきワーキンググループを設置した場合、共創会員は、当該ワーキンググループにリーダー又はメンバーとして参加することができる。

2 前項の場合、スタートアップ会員は、提案を行った共創会員からの要請があれば、当該ワーキンググループにメンバーとして参加することができる。

(入会申請)

第5条 プラットフォーム会員の入会を希望する場合には、市が指定する電子申請フォームから必要事項を入力することにより、申請しなければならない。

2 共創会員及びスタートアップ会員については、申請時に法人の登記事項全部証明書を添付しなければならない。

3 共創会員は、入会を申請するまでの間にスケッチラボの法人アクティブ会員として登録しなければならない。

4 市は、申請内容を確認し、その結果を申請者に通知する。

(会員資格基準)

第6条 入会の申請があったとき、次の各号のいずれかに該当する場合には、入会を承認しない。

(1) 企業又は団体が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であるとき又は企業又は団体の役員等が、暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。

(2) 特定の思想、政治又は宗教上の活動に関連しているとき

(3) 公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき

(4) 申請時に虚偽の申告をしたとき

(5) 前4号に掲げる事項のほか、不適格であると認められるとき

(登録情報の変更)

第7条 会員は、会員種別を変更する場合や登録情報に変更が生じた場合には、直ちに市が指定する電子申請フォームから必要事項を入力しなければならない。

(会員資格の期限)

第8条 会員期間は入会から1年とする。ただし、入会又は前回の更新から1年が経過する1箇月前までに会員から退会の申し出が無かった場合には、会員期間を1年更新する。

2 次の各号のいずれかに該当した場合には、該当した翌日から一般会員となる。

(1) 共創会員が、スケッチラボの法人アクティブ会員ではなくなった場合

(2) スタートアップ会員が、創業後（第2創業を含む。）10年が経過した場合

3 会員は、前項各号のいずれかに該当する場合には、直ちに市へ届け出なければならない。

4 市は前2項に基づく変更があった場合には、その結果を会員に通知する。

(退会及び除名)

第9条 会員は、退会する場合には、直ちに市が指定する電子申請フォームから必要事項を入力することにより、届け出なければならない。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当し、推進本部において不適格と判断した場合には、会員を除名する。
 - (1) プラットフォームの信用を著しく害したとき
 - (2) 解散若しくは営業を停止し、又は活動実態がないと認められたとき
 - (3) 第6条各号のいずれかに該当すると認められたとき
 - (4) その他プラットフォームの運営に当たり、重大な支障を生じさせる行為を行ったとき
- 3 市は、届出内容を確認し、その結果を届出者に通知する。

附 則

この要綱は、令和5年10月2日から施行する。